

<事業概要>

帰国者・接触者外来等設備整備事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。

2 対象施設

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき知事が設置した帰国者・接触者外来
- (2) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき知事が指定した診療・検査医療機関
- (3) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の対象設備について、すでに同補助金で受けた内示を取り下げている感染症外来協力医療機関
- (4) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき知事が指定した外来対応医療機関
- (5) その他知事が特に必要と認める医療機関

3 事業期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

（※当該期間中に購入・発注・契約・納品・支払したものが対象。）

4 対象経費及び基準額

帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な次に掲げる経費

- (1) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000 円／施設
- (2) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円／台
- (3) 個人防護具 3,600 円/人
- (4) 簡易ベッド 51,400 円/台
- (5) 簡易診療室及び付帯する備品 実費額

5 補助率

10分の10